

第 6 期

名寄市障がい福祉実施計画

～自立と共生の地域社会づくり～

(令和3年度～令和5年度)



名 寄 市

も く じ

第1 計画の基本的事項

1 計画の趣旨	1
2 法的根拠	1
3 計画の期間	1
4 計画の策定及び推進管理体制	2
5 計画の位置づけ	2
6 障がい福祉サービスの体系	4

第2 人口の推移及び障がい者の現状

1 人口の推移	5
2 障害者手帳の交付状況	6

第3 計画推進のための基本的事項

1 計画推進の基本方針	
1) 地域生活支援拠点等における機能の充実	9
2) 地域生活への移行促進	10
3) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
4) 福祉施設から一般就労への移行	10
5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	11
6) 相談支援体制の充実・強化	11
7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	11
2 令和3年度～令和5年度の数値目標	
1) 基本的な考え方	12
2) 福祉施設入所者の地域生活への移行目標	12
3) 福祉施設から一般就労への移行目標	12
4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	12
5) 障がい児支援の提供体制の整備等	12

第4 サービス量の見込みと基盤整備

1 サービス提供の区分	13
2 サービスごとの利用量の見込みと提供体制	
1) 訪問系・日中活動系・居住系サービス	14
2) 地域生活支援事業	22

第5 計画推進のための具体的な取組

1 障がい者理解の促進・権利擁護	25
2 障がい福祉サービスの充実	
1) 相談支援体制の強化	25
2) グループホームの整備	26
3) 社会参加の促進	26
3 就労支援の充実	26
4 生活環境等整備の充実	27
5 障がい児支援の充実	27

参 考 資 料

名寄市障がい福祉実施計画策定に係る検討経過	28
名寄市保健医療福祉推進協議会規則	29
名寄市保健医療福祉推進協議会委員名簿	31
名寄市保健医療福祉推進協議会障がい者部会委員名簿	32

第 1

計画の基本的事項

1. 計画の趣旨

本市の障がい福祉施策は、すべての人が心豊かに安心して暮らせる共生社会を実現するために「第3次名寄市障がい者福祉計画」（平成30年度～令和9年度）が策定されました。

第6期名寄市障がい福祉実施計画は、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」に基づき、国及び北海道から示される基本的な指針に即して、必要なサービス量を計画的に見込むとともに、目標年次を定め、円滑な事業の実施を確保するため、計画を策定するものです。

2. 法的根拠

障害者総合支援法第88条第1項

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

児童福祉法第33条第20項

児童福祉法第33条第20項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3. 計画の期間

「第6期名寄市障がい福祉実施計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3ヶ年になります。

	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
国の障害者基本計画	第3次			第4次				第5次				第6次			
市総合計画	第1次		第2次						第3次						
市地域福祉計画	第1期		第2期			第3期			第4期						
市障がい者福祉計画	第2次			第3次								第4次			
市障がい福祉実施計画	第4期		第5期		第6期		第7期		第8期						

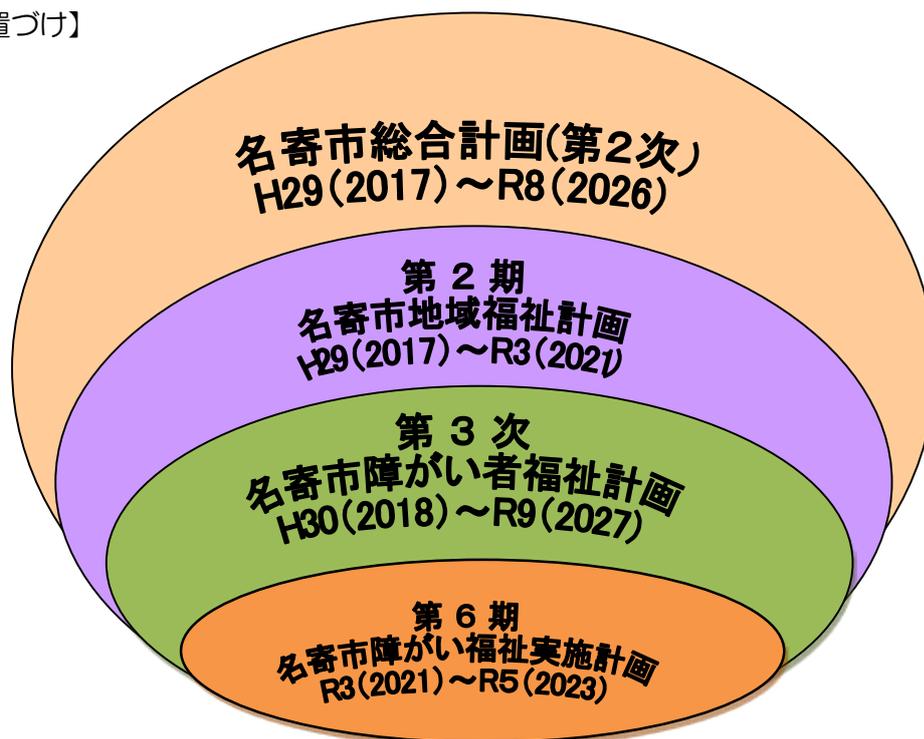
4. 計画の策定及び推進管理体制

地域実情に即した実効性のある計画にするため、幅広い分野の関係者で組織する「名寄市保健医療福祉推進協議会」において、計画の策定と推進管理を担うこととします。

5. 計画の位置づけ

本計画は、国及び北海道から示される指針に基づき「名寄市総合計画（第2次）」「第2期名寄市地域福祉計画」及び「第3次名寄市障がい者福祉計画」と整合性を図り、3年ごとの実施計画として位置づけています。

【計画の位置づけ】



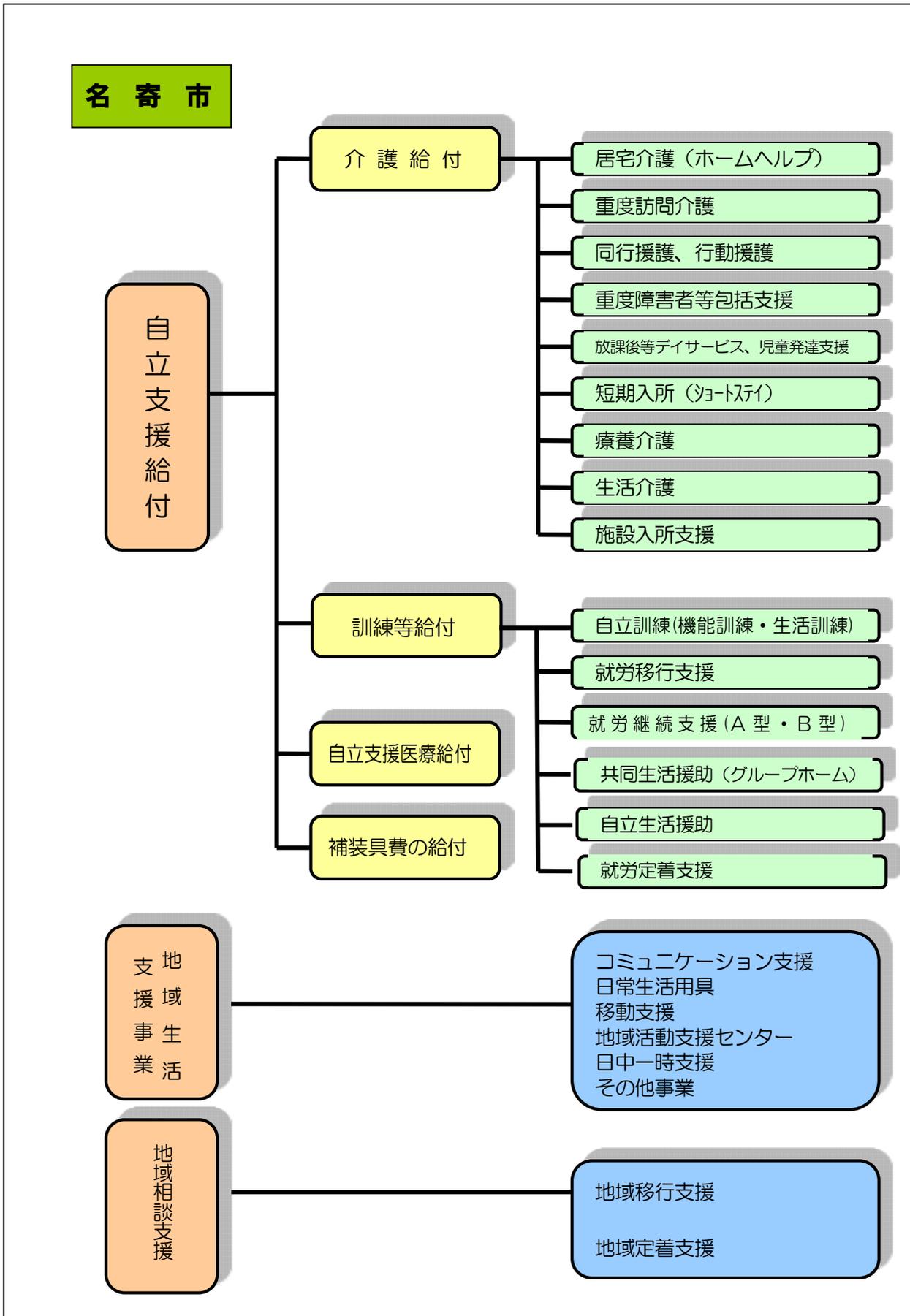
	障がい者福祉計画	障がい福祉実施計画
策定根拠	障害者基本法第11条第3項 (策定義務)	障害者総合支援法第88条第1項 児童福祉法第33条20項 (策定義務)
計画内容	障がい者等に対しての全般的、 基本的な事項について定める	障がい者等に対する福祉サービス の実施計画について定める
計画期間	10年間 (第1次) H10～H19 (第2次) H20～H29 (第3次) H30～R9	3年間 (第1期) H18～H20 (第2期) H21～H23 (第3期) H24～H26 (第4期) H27～H29 (第5期) H30～R2 (第6期) R3～R5

障害者総合支援法の定義「障がい者」の範囲

身体障害者福祉法に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法に規定する知的障がい者、精神保健福祉法に規定する精神障がい者、発達障害者支援法に規定する発達障がい者、難病等とし、「障がい児」とは、児童福祉法に規定する障がい児及び精神障がい者の内 18 歳未満の者とする。

6. 障がい福祉サービスの体系

令和2年10月時点



第2

人口の推移及び障がい者の現状

1. 人口の推移

本市における人口の推移を見ると、少子・高齢化に伴う過疎化が進行している傾向があります。令和2年における市の総人口26,993人の中で65歳以上の高齢者数は8,837人（高齢化率32.7%）、18歳未満の児童数は3,716人（総人口の13.8%）となっており、今後、更に高齢者率が増加する傾向にあることが伺えます。

人 口 (単位：人)

区 分	平成30年			令和元年			令和2年		
	人 数	男	女	人 数	男	女	人 数	男	女
総人口	27,557	13,436	14,121	27,224	13,271	13,953	26,993	13,141	13,852
0歳～17歳	3,895	1,994	1,901	3,809	1,971	1,838	3,716	1,911	1,805
18歳～39歳	6,282	3,440	2,842	6,092	3,303	2,789	6,082	3,279	2,803
40歳～64歳	8,538	4,295	4,243	8,465	4,269	4,196	8,358	4,241	4,117
65歳～74歳	4,170	1,911	2,259	4,109	1,889	2,220	4,074	1,876	2,198
75歳以上	4,672	1,796	2,876	4,749	1,839	2,910	4,763	1,834	2,929

資料提供：市・市民課（住民基本台帳：令和2年3月31日現在）

人口の将来推計

(単位：人)

区 分	令和3年		令和4年		令和5年		令和10年	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総人口	26,781	-	26,420	-	26,054	-	24,234	-
0歳～14歳	2,960	11.0	2,880	10.9	2,804	10.8	2,472	10.2
15歳～64歳	15,012	56.1	14,820	56.1	14,612	56.1	13,617	56.2
65歳以上	8,809	32.9	8,720	33.0	8,638	33.1	8,145	33.6

資料提供：住民基本台帳H25～R2（10月末）をベースにコーホート変化率法により推計

2. 障害者手帳の交付状況

身体・知的・精神障がいのある人で、手帳を所持している人は全体で1,952人と総人口に占める割合は約7%となっています。また、障がい者別では、身体障がい者は1,952人に対し1,349人で約69%と多く、知的障がい者は388人で約20%、精神障がい者は215人で約11%となっています。

障がい者数

(単位：人)

障害区分	平成30年4月		令和元年4月		令和2年4月	
	障がい者数	総人口に占める割合	障がい者数	総人口に占める割合	障がい者数	総人口に占める割合
身体障がい者	1,363	4.95	1,371	5.04	1,349	5.00
知的障がい者	374	1.35	382	1.40	388	1.43
精神障がい者	174	0.63	215	0.79	215	0.80
合 計	1,911	6.93	1,968	7.23	1,952	7.23

資料提供：市・社会福祉課（情報入力端末：令和2年4月1日現在）

身体障害者手帳を所持している人の年齢別では、41歳以上の方が多く、全体の約96%と高く、中でも61歳から70歳が約18%、71歳以上が約68%と高齢者が多くを占めている状況にあります。

また、級別では、重度の障がいのある1・2級の人は559人で全体の約42%、中度の3・4級の人は625人で約46%、軽度の5・6級の人は165人で約12%となっています。

身体障害者手帳交付者数（年齢別）

(単位：人、%)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計	構成比
総交付者数	390	169	240	385	80	85	1,349	100.0
0歳～17歳	4	2	2	4	0	2	14	1
18歳～40歳	14	8	5	8	4	1	40	3
41歳～60歳	45	26	23	27	11	10	142	10.5
61歳～70歳	60	40	39	62	21	19	241	17.9
71歳～	267	93	171	284	44	53	912	67.6

(令和2年4月1日現在)

次に、身体障害者手帳を所持している人の障がい部位では、「肢体不自由」が全体の約54%を占め、次いで「内部障がい」、「聴覚又は平衡機能障がい」の順となっています。

身体障害者手帳所持者数

(単位：人・%)

	平成30年4月		令和元年4月		令和2年4月	
視覚障がい	74	5.4	80	5.8	79	5.9
聴覚又は平衡機能障がい	127	9.3	38	10.1	136	10.0
音声・言語・咀嚼機能障がい	22	1.6	22	1.6	21	1.6
肢体不自由(体幹機能障がい含)	790	58	748	54.6	724	53.7
内部障がい	350	25.7	383	27.9	389	28.8
心臓機能障がい	229	16.8	244	17.8	238	17.6
腎臓機能障がい	63	4.6	69	5.0	73	5.4
呼吸機能障がい	9	0.7	12	0.9	13	1.0
膀胱又は直腸機能障がい	46	3.4	55	4.0	62	4.6
小腸機能障がい	3	0.2	3	0.2	3	0.2
合計	1,363	100.0	1,371	100.0	1,349	100.0

療育手帳を所持している人の年齢別では、18歳～50歳が223人で全体の約58%を占めています。また、判定別では、「A判定」の人が125人で全体の約32%、「B判定」の人が263人で約68%となっています。

精神障害者保健福祉手帳を所持している人の年齢別では、30歳以上の方が全体の約90%を占めています。また、級別では、「2級」が137人で全体の約63%と最も多く、次いで「3級」が64人で約29%、「1級」が17人で約8%の順となっています。

療育、精神障害者保健福祉手帳交付者数(年齢別)

(単位：人、%)

区分	療育手帳				精神障害者保健福祉手帳				
	A判定	B判定	合計	構成比	1級	2級	3級	合計	構成比
総交付者数	125	263	388	100.0	17	137	64	218	100.0
0歳～17歳	13	51	64	16.5	0	0	2	2	0.9
18歳～30歳	18	77	95	24.5	1	10	9	20	9.2
31歳～50歳	41	87	128	33.0	1	46	35	82	37.6
51歳～70歳	29	38	67	17.3	10	66	18	94	43.1
71歳～	24	10	34	8.7	5	15	0	20	9.2

(令和2年4月1日現在)

障がい者の雇用状況につきましては、障がい者を1人以上雇用することが義務付けられている一般の民間企業（対象労働者数45.5人以上規模の企業）は、前回の障がい福祉実施計画に掲載されていた平成28年度の資料と比較して、5企業増の37企業あり、雇用されている障がい者数は、4人増の111.5人となっており、このうち身体障がい者は、4.5人減の57人、知的障がい者は、2.5人増の43人、精神障がい者は、6人増の11.5人となっています。

また、名寄市の実雇用率は、0.05ポイント減の2.69、名寄市の雇用率達成企業は、6.9ポイント増の75.7でした。

企業における障がい者の雇用状況（法定雇用率＝2.2％）

（単位：人）

区分	対象企業数 (件)	対象労働者数 (人)	障がい者数				実雇用率 (%)	雇用率達成企業の割合 (%)
			身体 (人)	知的 (人)	精神 (人)	計 (人)		
名寄市	37	4,150.5	57.0	43.0	11.5	111.5	2.69	75.7
北海道	3,735	658,720	9,360.5	3,836.5	1,772.5	14,969.5	2.27	50.4
全国	101,889	26,585,858	354,134	128,383	78,091.5	560,608.5	2.11	48

資料提供：ハローワーク名寄（令和元年6月1日現在）

- ※ 対象労働者数とは、対象企業の常用労働者数から障がい者が就業することが困難と認められる職種を考慮して定められた除外率相当数を除いて得られた労働者数です。
- ※ 対象労働者数及び障がい者数が0.5人単位となっているのは、短時間労働者を0.5人相当とするためです。また、重度障がい者はダブルカウントとなっており、上記で示した人数は、実際の障がい者の数とは異なります。

第3

計画推進のための基本的事項

1. 計画推進の基本方針

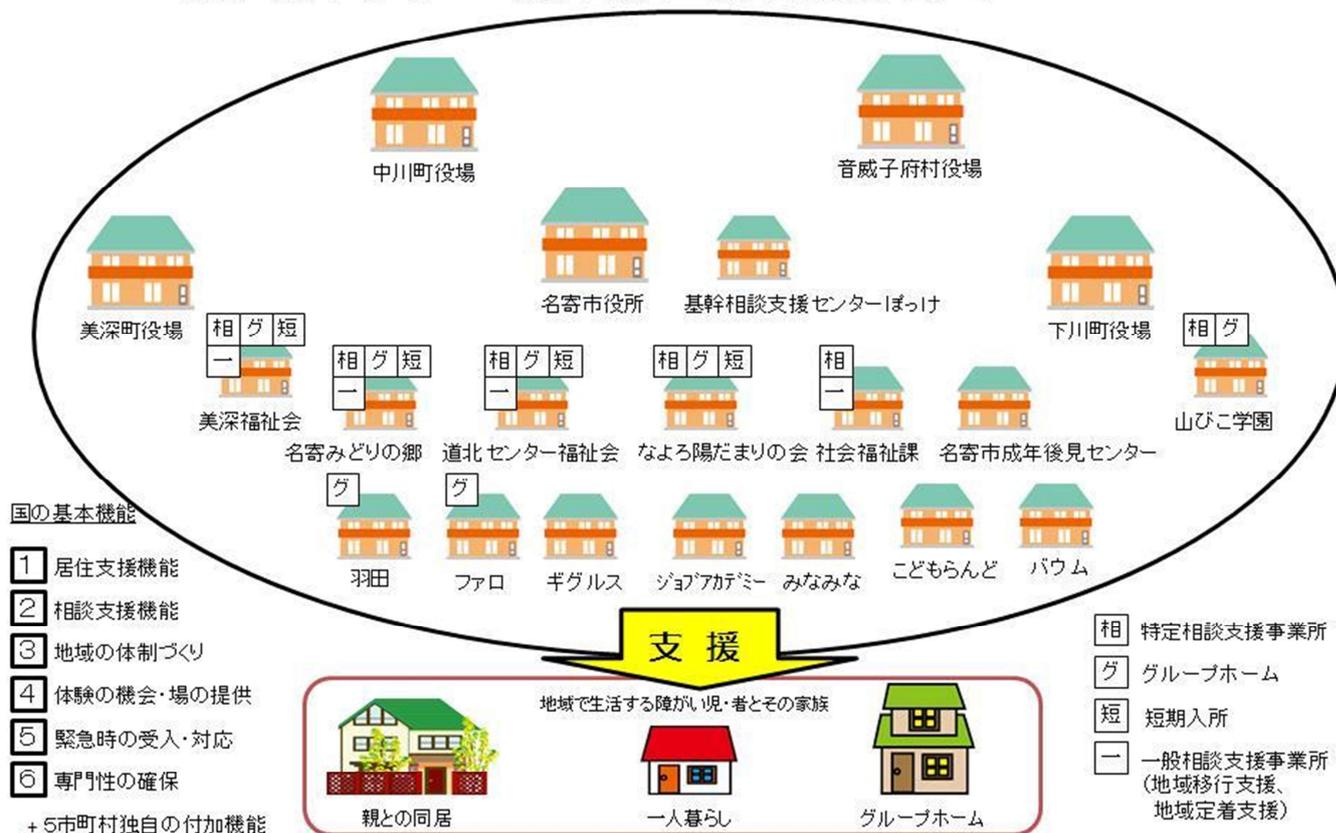
1) 地域生活支援拠点等における機能の充実

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、障がいのある子どもや障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み（地域生活支援拠点）を平成30年度より整備しています。

今後も継続して、機能の充実のため、運用状況の検証・検討を行っていきます。

5市町村の地域生活支援拠点の整備のイメージ

・各市町村と福祉施設・関係機関と協議しながら、拠点に求められる機能や各機関の役割について明確にし、各資源を有機的に結び付けながら、効率的・効果的な地域生活支援体制の整備を図る



地域生活支援拠点とは

障がい者の暮らしを支えるため、地域の関係機関が連携して、住まいの確保や住宅環境を提供したり、24時間の相談対応や緊急時の受け入れや医療機関への連携、自立生活を体験する機会などの提供、専門的な人材の確保・養成などを行います。

また、各市町村で不足している機能を圏域全体で補い、広域で整備していくこともできます。

2) 地域生活への移行促進

地域移行を促進するためには、丁寧な相談支援により、入所者・家族の心身状況や居住の場に関する意向を把握するとともに、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、安心して生活できる居住の場や日中活動の場の拡充、地域の支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発を図る必要があると考え、障がい者の意向を尊重した地域生活への移行を進めるため、具体的な目標数値を定めて、取り組みを進めていきます。

● 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

住み慣れた地域で生活していく環境づくりを進めるため、在宅生活を基本とした地域の基盤整備を市内の事業所等と連携して行い、共同生活援助（グループホーム）等の整備促進を図り、地域移行がスムーズに行える取り組みを推進します。

また、単身等で生活する障がい者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行える取り組みを推進します。

● 入院中の退院可能な精神障がい者の地域生活への移行促進

病院に長期入院している精神障がい者が、地域生活の体験等を通して地域移行ができるよう取り組みを推進します。

3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の連携や助け合いについて、計画的に推進していきます。

4) 福祉施設から一般就労への移行

地域において自立した生活を営むため、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう、就労移行支援事業所などの取り組みを強化するとともに、公共職業安定所（ハローワーク）やNPO法人なよろ地方職親会等と連携し、ジョブコーチのノウハウの活用により雇用の推進を図ります。

また、障がいに対する理解を深めるための取り組みや、障がい者雇用に係る助成・支援制度の普及に向けた啓発等に取り組んでいき、就労の定着支援を行い、障がい者が安定して働き続けられる環境整備を進めていきます。

5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況を考慮し、児童発達支援等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保に努めます。

共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とともに連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援を行ない、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するために、児童発達支援センターによる保育所等訪問支援を利用できる体制を構築していきます。

また、重症心身障がい児など医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤整備強化、福祉、医療、保育、教育などの協働による総合的な支援体制の構築に努めていきます。

6) 相談支援体制の充実・強化

障がい児・者が地域で自立した生活を営むために必要な地域の相談支援体制の整備に努めています。

また、計画相談（サービス等利用計画）についても、利用者の状態や希望を勘案し、一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう総合的な支援を行なうとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行なっています。

今後、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導助言、人材育成支援、連携強化の取組体制を確保します。

7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取り組みとして、相談支援従事者研修等の各種研修について積極的に参加していきます。

また、職員の支援の質の向上を図るために、福祉施設の職員向けの研修等を実施し障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

2. 令和3年度～令和5年度の数値目標

1) 基本的な考え方

障がい者の自立を支援するため、地域生活への移行や就労支援については、国及び北海道から示される指針に基づき地域実情を十分踏まえ、必要なサービス量を見込みます。

2) 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

共同生活援助（グループホーム）の整備・充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所から地域生活への移行を進めます。

区 分	第 5 期		第 6 期	
	移 行 目 標 (平成 30～令和 2年度)	移 行 達 成 目 標 (平成 30～令和 2年度)	移 行 目 標 (令和 3～5年度)	移 行 達 成 目 標 (令和 3～5年度)
地域生活移行数	3人	1人	2人	
入所定員減少見込数	2人	0人	1人	

3) 福祉施設から一般就労への移行目標

就労の場を拡大するため、公共職業安定所やNPO法人なよろ地方職親会等の事業主の理解と協力を得ながらネットワーク化を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

区 分	第 5 期		第 6 期	
	移 行 目 標 (平成 30～令和 2年度)	移 行 達 成 目 標 (平成 30～令和 2年度)	移 行 目 標 (令和 3～5年度)	移 行 達 成 目 標 (令和 3～5年度)
年間一般就労移行者数	9人	25人	10人	

4) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域移行支援や地域定着支援等の福祉サービスを活用するとともに、基幹相談支援センターぽっけを中心としたネットワークで、きめ細やかな対応をしていきます。

5) 障がい児支援の提供体制の整備等

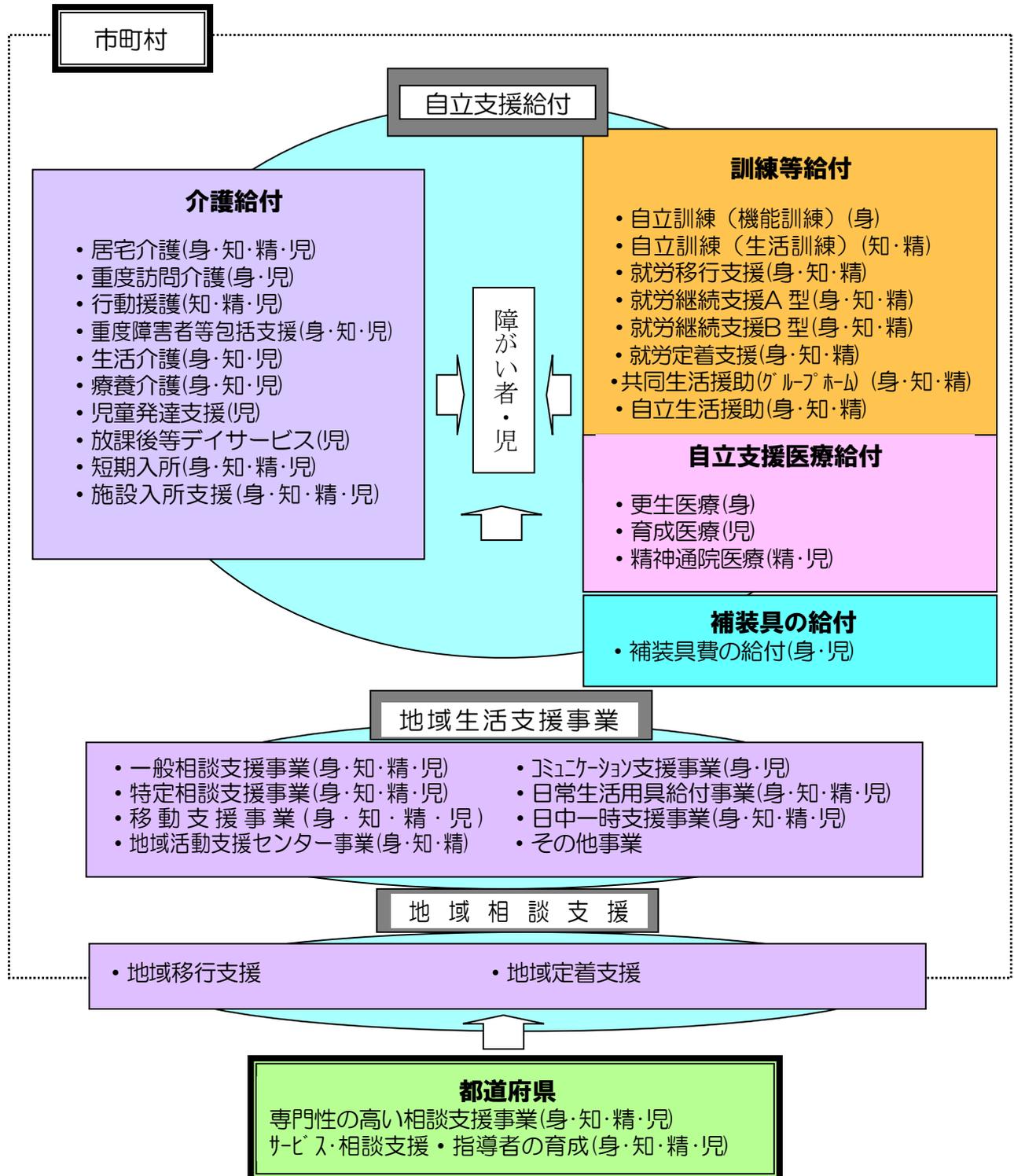
保育所等訪問支援を利用できる体制については、今後も引き続き検討をしていきます。

また、医療的ケアが必要な障がい児に対して、個別の教育支援計画（すくらむ）や計画相談などのツールを用いて、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等で連携を図っていきます。

第4

サービス量の見込みと基盤整備

1. サービス提供の区分



※ () は、想定されている主な対象者。(身)は身体障がい者、(知)は知的障がい者、(精)は精神障がい者、(児)は障がい児を表す。

2. サービスごとの利用量の見込みと提供体制

1) 訪問系・日中活動系・居住系サービス

(1) 基本的な考え方

各種サービスの利用量の算出にあたっては、前年度までの利用実績や居住地特例（支給決定を行う市町村とサービス提供市町村が異なる）等を勘案しながら必要に応じた見込量を計画的に進めていきます。

「障害者総合支援法」では、福祉サービスを「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」の3分類に区分し、市町村が地域実情を踏まえて行う「地域生活支援事業」を加え、サービスを提供することになっています。利用者はそれぞれの福祉サービスを組み合わせて、個々に適したサービスの提供を受けることになります。

(2) サービス量の必要見込量

① 訪問系サービス

障がい者が長年住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、在宅支援の充実を図るため、ホームヘルパーが訪問し、家事援助・介護などの日常生活の援助を行うものです。



訪問系サービス

サービス名	対象者	サービスの内容
居宅介護	障害支援区分1以上の人	自宅で、食事の介護など生活全般の介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人 (障害支援区分4以上)	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人 (障害支援区分3以上)	行動する際の危険を回避するために必要な援護や外出時における移動支援などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人 (障害支援区分6)	心身の状態や介護者の状況、居住の状況などを踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要なサービスを包括的にを行います。

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

（「令和2年度の実績」については、令和2年7月現在の見込量です）

1. 居宅介護

（単位：時間、％）

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用時間	計画	230	240	250	340	380	420	230	230	230
	実績	196	166	290	225	207	230			
	進捗	85.2	69.2	116.0	66.1	54.5	54.8			

2. 重度訪問介護

（単位：時間、％）

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用時間	計画	240	240	240	150	150	150	240	240	240
	実績	80	7	0	0	0	0			
	進捗	33.3	2.9	0	0	0	0			

【見込量確保のための方策】

訪問系サービスは、居宅介護が最も多く利用されており、今後も需要の増加が見込まれるため、地域における障がい者の実情やニーズを把握し、適切なサービス量の確保に努めます。

②日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、就労定着支援、自立生活援助があります。

サービス名	対象者	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者のうち ① 49歳以下は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ② 50歳以上は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	昼間、施設等で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人 ① ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5以上の人	昼間に機能訓練や療養上の管理、介護等日常生活上の援助などを提供
自立訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ② 特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	自立した日常生活や社会生活が営めるよう、一定期間の支援計画に基づきリハビリテーションなどの機能訓練や生活能力の維持向上のためのサービスを提供
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	事業所内や企業における作業や実習を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための支援 （利用期間 24ヵ月以内）
就労継続支援 （A型・B型）	① 就労経験があるが年齢・体力面で企業に雇用されることが困難な人 ② 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人 ③ 試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人	一般企業や事業所に雇用されることが困難な人に、通所により就労や生産活動の場を提供したり、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を支援
児童発達支援、 放課後等デイサービス	① 療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある人 ② 18歳未満の障がい児	施設に通い、日常生活に必要な基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを提供
短期入所	自宅で介護する人が疾病等で介護できない時に、支援事業所へ短期間入所することができる	介護する人が、介護できないときに、支援事業所へ入所させ、入浴、排せつ、食事の世話等の介護を行う
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。
自立生活援助	1. 障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者などで、理解力や生活力などに不安がある者 2. 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な人 3. 障がい、疾病などの家族と同居しており、家族による支援が見込めないために実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な人	ひとり暮らしなど地域での独立生活を始めた障がい者に対して、生活上の困りごとの相談を聞いて、自分で解決できるように援助するサービス

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

（「令和2年度の実績」については、令和2年7月現在の見込量です）

1. 生活介護

（単位：人、％）

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用人数	計画	2,376	2,420	2,464	2,490	2,530	2,574	117	119	121
	実績	2,473	2,470	2,508	2,530	2,574	2,574	2,340	2,380	2,420
	進捗	104.1	102.1	101.8	101.6	101.7	100.0			

※単位：「人」＝（月間の利用人員）×（R2年度までは、1ヵ月あたりの平均利用日数22日）

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1ヵ月あたりの平均利用日数20日）

2. 自立訓練（生活訓練）

（単位：人、％）

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用人数	計画	352	352	352	154	176	198	7	8	9
	実績	88	95	110	169	174	154	133	152	171
	進捗	25.0	27.0	31.3	110	98.9	77.8			

※単位：「人」＝（月間の利用人員）×（R2年度までは、1ヵ月あたりの平均利用日数22日）

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1ヵ月あたりの平均利用日数19日）

3. 宿泊型自立訓練

（単位：人、％）

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用人数	計画	279	310	341	155	186	217	5	6	7
	実績	186	140	110	130	152	155	150	180	210
	進捗	66.7	45.2	32.2	84	81.7	71.4			

※単位：「人」＝（月間の利用人員）×（R2年度までは、1ヵ月あたりの平均利用日数31日）

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1ヵ月あたりの平均利用日数30日）

4. 就労移行支援

(単位：人、%)

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用人数	計画	198	220	242	365	380	395	14 238	15 255	16 272
	実績	207	345	352	326	260	308			
	進捗	104.5	156.8	145.5	116.7	68.4	78.0			

※単位：「人」＝（月間の利用人員）×（R2年度までは、1ヵ月あたりの平均利用日数22日）

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1ヵ月あたりの平均利用日数17日）

5. 就労継続支援A型

(単位：人、%)

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用人数	計画	528	550	572	506	550	594	5 105	7 147	9 189
	実績	482	396	418	161	134	110			
	進捗	91.3	72.0	73.1	31.7	24.4	18.5			

※単位：「人」＝（R2年度までは、実利用者数×22日）

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1ヵ月あたりの平均利用日数21日）

6. 就労継続支援B型

(単位：人、%)

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用人数	計画	1,738	1,760	1,782	1,826	1,870	1,914	98 1,764	100 1,800	102 1,836
	実績	1,670	1,700	1,716	1,811	1,879	2,156			
	進捗	96.1	96.6	96.3	100.8	100.5	112.6			

※単位：「人」＝（R2年度までは、実利用者数×22日）

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝（月間の利用人員）×（1ヵ月あたりの平均利用日数18日）

7. 療養介護

(単位：人、%)

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用人数	計画	23	23	23	21	21	21	18	18	18
	実績	22	21	21	20	17	18			
	進捗	95.7	91.3	91.3	95	81	85.7			

8. 児童発達支援、放課後等デイサービス

(単位：人、%)

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用者数	計画	256	268	280	380	398	416	68 474	71 489	74 504
	実績	257	243	228	258	277	272			
	進捗	100.4	90.7	81.4	68.7	69.6	65.4			

※単位：「人」＝(R2年度までは、利用人員×平均利用日数4日)

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用人数＝(児童発達支援：利用人員×平均利用日数3日)

＋(放課後等デイサービス：利用人員×平均利用日数9日)

※実績の欄の上段の数字は「児童発達支援の実績」、下段の数字は「放課後等デイサービスの実績」

9. 短期入所(ショートステイ)

(単位：人、%)

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用者数	計画	112	120	128	56	64	72	5 65	6 78	7 91
	実績	64	46	56	53	29	40			
	進捗	57.1	38.3	43.8	94.6	45.3	55.6			

※単位：「人」＝(R2年度までは、利用人員×平均利用日数8日)

※第6期計画より

上段：月間利用実人数

下段：1ヶ月利用者数＝(月間の利用人員)×(1ヵ月あたりの平均利用日数13日)

10. 就労定着支援

(単位：人、%)

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用者数	計画							1	1	1
	実績									
	進捗									

【見込み量確保のための方策】

日中活動系サービスの中の「就労系のサービス」が、今後も需要の増加が見込まれるため、地域における障がい者のニーズを把握し適切なサービス量の確保に努めます。

【参考】

福祉サービスごとの市内・市外の利用者状況（令和2年7月現在）

（単位：人、％）

サービス名	市 内	市 外	合 計
1.生活介護	52人（44％）	65人（56％）	117人
2.自立訓練（生活訓練）	5人（100％）	0人（0％）	5人
3.宿泊型自立訓練	3人（100％）	0人（0％）	3人
4.就労移行支援	10人（83％）	2人（17％）	12人
5.就労継続支援 A 型	5人（83％）	1人（17％）	6人
6.就労継続支援 B 型	73人（74％）	25人（26％）	98人
7.療養介護	0人（0％）	18人（100％）	18人
8.共同生活援助（グループホーム）	53人（58％）	38人（42％）	91人
9.短期入所（ショートステイ）	39人（93％）	3人（7％）	42人

③居住系サービス

居住系サービスには、施設入所支援と共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助があります。

サービス名	対 象 者	サービスの内容
施設入所支援	① 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の方は、区分3以上） ② 地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間において、介護が必要な人に、入浴、排せつの介護や日常生活の相談等支援を行う
共同生活援助（グループホーム）	就労し、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的・精神障がい者で、地域で自立した日常生活を営む上で相談等の援助が必要な人	共同生活する上で、家事等の日常生活上の支援や相談等の援助を行う
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

（「令和2年度の実績」については、令和2年7月現在の見込量です）

施設入所支援

（単位：人、％）

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用者数	計画	77	77	77	76	76	76	74	74	74
	実績	78	79	77	77	76	74			
	進捗	101.3	102.6	100	101.3	100	97.4			

共同生活援助（グループホーム）

（単位：人、％）

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用者数	計画	66	73	80	85	91	97	91	97	103
	実績	65	70	77	80	82	91			
	進捗	98.5	95.9	96.3	94.1	90.1	93.8			

自立生活援助

（単位：人、％）

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用者数	計画							1	1	1
	実績									
	進捗									

【見込み量確保のための方策】

障がい者の地域生活への移行を推進するためには、共同生活援助（グループホーム）などが必要であり、今後も需要の増加が見込まれるため、事業所等と連携を図り、居住場所の確保に努めます。

2) 地域生活支援事業

(1) 基本的な考え方

地域生活支援事業は市町村が行う事業で、地域で自立した生活を営むことができるよう、相談や外出をはじめ意思疎通支援や日常生活用具給付等、日中活動の場を提供したり、社会参加を促進することなどに支援をするものです。



サービス名		サービスの内容
一般相談支援事業 特定相談支援事業		障がい者(児)等からの相談やサービス等利用計画を作成して適切なサービスに向けて支援する事業です。
コミュニケーション支援事業		聴覚や言語、音声機能に障がいがあり、意思の疎通を図ることが困難な障がいのある人(子ども)に手話通訳や要約筆記奉仕員等を派遣し、手話、要約筆記により円滑な意思の疎通が図られるよう支援する事業です。
日常生活用具給付事業		重度の障がいのある人(子ども)に対して、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付等を行う事業です。
移動支援事業		屋外での活動に著しく制限がある障がいのある人(子ども)に対し、自立した日常生活や社会生活ができるように外出のための支援を行う事業です。
地域活動支援センター		障がいのある人を通して地域実情に合った創作的活動や生産活動、地域との交流事業を行うサービスを提供する事業です。事業所には、事業の内容によりⅠ型からⅤ型に分類されています。
その他事業	生活支援事業	障がいのある人等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等の支援を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的に行う事業です。 障がいのある人は、ともしれば自宅にこもって閉鎖的になりがちで、同じ悩みを分かち合うことにより、回復に向かうための支援を行う事業です。
	日中一時支援事業	障がいのある人に日中の活動の場を提供し、障がいのある人等の家族の就労や日常的に障がいのある人を介護している家族の一時的な休息を目的に行う事業です。
	社会参加促進事業	障がいのある人の社会参加を促進するために、スポーツ交流会や広報事業、手話・要約筆記奉仕員の養成、障がい者の自動車運転免許取得や自動車改造に係る費用の助成などの支援事業を行っています。 それぞれの事業別に関係団体が主体となって取り組んでいます。

【サービス見込量】

以下のように、サービスの量を見込みました。

(「令和2年度の実績」については、令和2年7月現在の見込量です)

相談支援（特定相談支援）

(単位：人、%)

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間 サービス 利用計画 作成者数	計画	20	20	20	20	20	20	30	30	30
	実績	27	46	33	53	49	32			
	進捗	135.0	230.0	165.0	265	245	160			

相談支援（特定相談支援）

(単位：箇所、%)

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
指定 事業所数	計画	4	4	4	5	5	5	4	4	4
	実績	4	5	5	5	4	4			
	進捗	100.0	125.0	125.0	100	80	80			

コミュニケーション支援事業（手話通訳など）

(単位：人、%)

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間 実利用 人数	計画	5	5	5	4	4	4	5	5	5
	実績	4	5	4	5	5	5			
	進捗	80.0	100.0	80.0	125	125	125			

日常生活用具給付事業

(単位：件、%)

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間 利用件数	計画	770	770	770	900	925	950	900	905	910
	実績	851	876	936	861	894	888			
	進捗	110.5	113.8	121.5	95.6	96.6	93.4			

移動支援事業

(単位：人、%)

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間 利用人数	計画	25	25	25	25	25	25	5	5	5
	実績	24	24	24	15	5	5			
	進捗	96.0	96.0	96.0	60.0	20.0	20.0			

地域活動支援センター

(単位：人、%)

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用人数	計画	75	75	75	80	80	80	30	30	30
	実績	81	71	73	56	47	50			
	進捗	108.0	94.7	97.3	70.0	59.0	62.5			

※単位：「人」＝（R2年度までは、1ヶ月利用人数）

※単位：「人」＝（R3年度からは、実利用見込み者数）

日中一時支援事業

(単位：人、%)

区 分		第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1ヶ月 利用人数	計画	15	15	15	15	15	15	25	25	25
	実績	10	9	12	25	24	24			
	進捗	66.7	66.7	80.0	166	160	160			

【見込量確保のための方策】

計画相談の取り組みをスムーズに運用できるように努めるとともに、気軽に相談できる体制づくりを進めます。

手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣を行うなど、いろいろな障がいのある方への情報保障に努めます。

3) 地域相談支援

(1) 基本的な考え方

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院（精神科以外の病院で精神科病室が設けられているものも含む。）に入院している精神障がい者に対して、「地域移行支援」や「地域定着支援」を目的に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。

1. 障がい者理解の促進・権利擁護

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるような地域社会を実現するには、地域住民の理解や協力を得ることが不可欠ですので、理解が深まっていくように、啓発活動に努めるとともに、適切な情報提供も行います。

また、障がい者の方々の権利擁護の取り組みを進め、差別や偏見のない社会の実現を目指します。

- ◎理解啓発のための研修会の開催
- ◎障がい福祉便利帳の発行
- ◎点字版広報誌の発行
- ◎音声データ「サピエ」の貸出
- ◎声の図書「録音テープ」の貸出
- ◎成年後見センター運営事業の実施

2. 障がい福祉サービスの充実

1) 相談支援体制の強化

障がい者が地域で安心して生活を営むためには、自分に合った障がい福祉サービスを利用するための相談支援を行う必要があり、現在、市役所内の基幹相談支援センターぽっけと、市内の相談支援事業所3ヶ所の計4ヶ所を中心にして、相談支援を行っています。

様々な事例への対応につきましては、名寄市障害者自立支援協議会で協議を行うようにしており、特に権利擁護の相談については、市内の相談支援に関わる関係者と連携・協力して取り組むようにします。

今後につきましても、基幹相談支援センターぽっけを中心としながら、地域の相談支援体制の強化に向けて、取り組みを進めていきます。

- ◎名寄市障害者自立支援協議会の開催
- ◎基幹相談支援センターぽっけ

2) グループホームの整備

障がい者が社会で活動できる環境を整えるため、今後も地域での居住の場となるグループホームの整備について、事業所等と連携し、計画的に進めていきます。



◎名寄市障害者グループホーム整備事業

◎地域生活支援拠点の整備

3) 社会参加の促進

障がい者のスポーツ活動やレクリエーション活動への参加の機会を拡大し、交流促進を図るとともに、芸術・文化活動等から社会参加への意識を高め、コミュニケーションを確保するため、手話通訳者、要約筆記通訳者等の養成や派遣に取り組んでいきます。

◎手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座の開催

◎手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣の実施

◎ユニバーサルスポーツ「ボッチャ」の普及・啓発

3. 就労支援の充実

障がい者の雇用を促進するため、名寄市障害者自立支援協議会を中心に、ハローワークや就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、就労機会の拡充を図ります。

また、就労移行支援事業等から一般就労へのステップアップが、より進んでいくように努めます。



◎名寄市障害者自立支援協議会の開催

◎ハローワークなどの関係機関との連携

◎事業主の団体「なよろ地方職親会（しょくおやかい）」との連携

◎農福連携の推進

4. 生活環境等整備の充実

市民一人ひとりが快適な生活を送れるよう、公共施設をはじめ、民間施設についても、事業所等の協力を得ながらバリアフリー化に努め、障がい者や高齢者が街中でふれあうことができる、やさしいまちづくりを推進していきます。

また、災害時に備えた防災や援護体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携強化を図り、障がい者が生きがいつくりのため、スポーツやレクリエーションに参加できるよう機会の充実に努めます。

◎「ボッチャ」などのユニバーサルスポーツの啓発活動

◎障がい者の作品を展示する美術展「アール・ブリュット展」などの開催

5. 障がい児の支援の充実

乳幼児から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフサイクル全体を通じて支援が途切れないよう、「つなぎの支援」を行っていきます。

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの際に必要な調整・協力を行っていきます。

また、重症心身障がい児・者の自立と社会参加を支援するため、個別の教育支援計画（すくらむ）や計画相談などのツールを用いて、関係部署、関係機関と連携して取り組みを進めていきます。

◎幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高校の職員向けの研修会の開催

◎名寄市こども発達支援センター、名寄市特別支援連携協議会の専門家チーム、

名寄市立総合病院の小児科との連携

◎「個別の教育支援計画（すくらむ）」や「計画相談」の有効活用

◎つなぎ支援

第6期名寄市障がい福祉実施計画策定に係る検討経過

会 議 名	開催月日	内 容
第1回名寄市保健医療福祉推進協議会	令和2年5月8日	・第6期計画について市長から協議会に諮問
第1回名寄市保健医療福祉推進協議会 障がい者部会	令和2年5月29日	・委嘱状交付 ・障がい福祉実施計画について ・計画策定スケジュールについて
障がい福祉に関するアンケート	令和2年6月16日 ～7月3日	・障害者手帳をお持ちの方にアンケート調査
市内の事業所、福祉団体への聞き取り調査	令和2年7月9日 ～8月3日	・市内の障がい福祉サービスを実施している事業所10ヶ所への聞き取り調査
第2回名寄市保健医療福祉推進協議会 障がい者部会	令和2年9月25日	・障がい福祉サービスのサービス量についての検討
福祉懇談会	令和2年11月11日 令和2年11月13日	・市民の意見を広く徴収し計画に反映することを目的に実施 (市内2会場で開催)
第3回名寄市保健医療福祉推進協議会 障がい者部会	令和2年11月27日	・障がい福祉実施計画(素案)について
第2回名寄市保健医療福祉推進協議会	令和2年12月25日	・障がい福祉実施計画(素案)について ・名寄市長へ報告

(設置)

第1条 少子・高齢化の進行や核家族化などにより、社会構造が大きく変化する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、名寄市保健医療福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の責務)

第2条 協議会は、豊かな福祉社会の推進と保健医療の機能の充実を促進することを責務とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 保健医療福祉施策の推進に関すること。
- (2) 健康福祉部所管に係る各計画の策定に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、15人の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。

3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長は会長とする。

(専門部会の設置)

第8条 協議会に次の専門部会を置く。ただし、市長が必要と認めるときは、他に必要に応じた部会を置くことができる。

- (1) 児童部会
 - (2) 障がい者部会
 - (3) 高齢者部会
 - (4) 保健医療部会
- 2 専門部会の構成は、会長が指名する委員及び関係団体等から推薦された者、公募の手続を経た者等のうちから市長が委嘱する。
 - 3 各部長は、各専門部会委員の互選によるものとする。
 - 4 専門部会は、協議会から付託された事項について協議する。
 - 5 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。
 - 6 専門部会委員の任期は、審議事項が終了するまでとする。

(委員報酬)

第9条 委員の報酬は、名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年名寄市条例第43号)を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉部内に置く。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第20号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月12日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月25日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第28号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名寄市保健医療福祉推進協議会委員名簿

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

役職名	氏 名	所 属 団 体 及 び 役 職	担当部会
会 長	室野 晃一	名寄市立総合病院 院長	
副会長	吉田 肇	一般社団法人 上川北部医師会 顧問	
副会長	菊池 隆	名寄市町内会連合会 副会長	
委 員	松崎 義昭	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	児童部会
委 員	笹原 博幸	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員会 委員長	児童部会
委 員	加藤 紀子	名寄幼児教育・保育振興会 会長	児童部会
委 員	秋山 秀雄	名寄市身体障害者福祉協会 会長	障がい者部会
委 員	横田 一真	社会福祉法人 名寄みどりの郷 施設長	障がい者部会
委 員	尾谷 和久	名寄心と手をつなぐ育成会 会長	障がい者部会
委 員	大野 元博	名寄市高齢者事業センター 事務局長	高齢者部会
委 員	小川 進	名寄市老人クラブ連合会 会長	高齢者部会
委 員	大野 洋子	名寄市保健推進委員協議会 会長	保健医療部会
委 員	角尾 ひとみ	名寄市保健推進委員協議会 副会長	保健医療部会
委 員	加藤 隆	名寄市立大学 副学長	保健医療部会
委 員	欠員	令和2年6月1日より	高齢者部会

名寄市保健医療福祉推進協議会 障がい者部会 委員名簿

◎：部会長

任期：令和2年5月29日～令和3年3月31日

NO	氏 名	所 属 及 び 役 職	備 考
1	秋山 秀雄	名寄身体障がい者福祉協会 会長	
2	尾谷 和久	特定非営利活動法人 名寄心と手をつなぐ育成会 会長	◎
3	横田 一真	社会福祉法人 名寄みどりの郷 施設長	
4	鶴原 真央	社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会 地域支援係	
5	佐藤 真弓	名寄市民生児童委員連絡協議会 西地区委員	
6	姉崎 久志	社会福祉法人 ほくてん 北海点字図書館 名寄事務所 情報支援部長	
7	高玉 仁	名寄ボッチャ協会 会員	
8	越 竜司	ユニクロ名寄店 店員	
9	佐々木 美奈	上川総合振興局保健環境部 名寄地域保健室健康推進課 健康支援係長	
10	安永 啓司	名寄市立大学社会保育学科 学科長	

第6期名寄市障がい福祉実施計画

～ 自立と共生の地域社会づくり～

令和3年3月発行

発行：名寄市

編集：名寄市 健康福祉部 社会福祉課

〒096-8686

北海道名寄市大通南1丁目1番地

TEL 01654-3-2111

FAX 01654-9-2089

<http://www.city.nayoro.lg.jp/>